

京都市告示第 229 号

京都市都市公園条例第6条第2号及び第7条第2項の規定に基づき、次のとおり、伏見公園野球場兼運動場の供用を停止します。

平成17年6月2日

京都市長 榎本 頼 兼

- 1 供用を停止する期間 平成17年6月7日から10日まで
平成17年6月13日から25日まで
- 2 供用停止理由 グラウンド整備工事を行うため
(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)